

平成24年度 青森県行財政改革推進委員会 議事概要

- **開催日時** 平成24年12月17日(月) 13時30分～14時55分
- **開催場所** 青森国際ホテル2階 春秋の間
- **会議次第**
 - 1 開会
 - 2 議題
 - (1) これまでの行財政改革の取組状況について
 - (2) 今後の行財政改革の推進について
 - 3 閉会
- **出席委員** 木立委員長、石田委員、須藤委員、長根委員、藤村委員、宮下委員、柳澤委員、若山委員(以上8名)
- **県側出席者** 小笠原行政改革・危機管理監、山本総務部次長、石川総務部次長、仲財政課長、工藤人事課長、大澤行政経営推進室長ほか

■ 議事要旨

《 1 開会 》

○司会

ただいまから、平成24年度「青森県行財政改革推進委員会」を開会いたします。

本日は、委員10名中、熊澤委員及び辻委員が都合により御欠席となっております。8名の御出席をいただいております。

今回は、本年2月以来10か月ぶりの会議となりますが、この間の委員の異動に伴いまして、新たに御就任いただいた委員を御紹介いたします。

日本銀行青森支店長の宮下俊郎委員です。前青森支店長の木下智博氏の後任として8月9日付けで御就任いただいております。よろしく願いいたします。

それでは、本日の県側の出席者を紹介いたします。

○大澤行政経営推進室長

(大澤行政経営推進室長から県側出席者を紹介。)

○司会

議事に入ります前に、小笠原行政改革・危機管理監より御挨拶申し上げます。

○小笠原行政改革・危機管理監

委員の皆様、本日は年末の本当にお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

本日の委員会では、行財政改革大綱で定めております集中取組期間が平成23年度で最後の年ということになってございまして、この3年間の取組の成果・結果をお示しして、御意見・御議論をいた

だきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

この集中取組期間中、全庁一丸となって改革項目に積極的に取り組み、定員適正化の取組や平成23年度当初予算における実質的収支均衡予算の達成など、概ね順調に取組みが進められているものと考えています。また、東日本大震災からの復興に向けた取組を着実に進めてきましたが、こうした対応についても、これまでの改革努力の積み重ねがあったからこそと考えております。

一方、現状に目を向けますと、県財政は、震災の影響などにより、直近の平成24年度当初予算では、収支均衡予算の実現までには至っておらず、財政健全化は足踏みを余儀なくされております。また、ここに来て、国政の動向が極めて流動的であるなど、今後の行財政を取り巻く環境は、不透明さを増しており、予断を許さない状況が続いております。

このような中、現在の行財政改革大綱は、来年度で最終年度を迎えます。

先週の庁内の行財政改革推進本部会議の場ではございましたが、三村知事から、我々に今後の取組について指示がありました。

その内容は、「安定した行財政基盤の確立に向けて、引き続き、現大綱の取組みを確実に仕上げていくとともに、平成26年度以降も不断の努力をもって行財政改革に取り組んでいく必要がある。このため、今後の行財政改革の推進に向けて、新たなスタートをきるように」との指示であります。本日は、こうした今後の取組などについても併せて御説明させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、これまでの県の取組について、それぞれのお立場から、どうか忌憚のない御意見や御議論をいただきますようお願いを申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○司会

それでは、ここからの議事につきましては、木立委員長にお願いいたします。

《 2 議事 》

○木立委員長

それでは、議事に入ります。

本日の議題は2点ありまして、「これまでの行財政改革の取組状況について」と「今後の行財政改革の推進について」です。

本委員会は、通常、年1回のペースで開催し、各年度における取組状況を点検しておりますが、本日は、ただ今、お話しがありましたように、平成23年度までの3年間の集中取組期間が終了いたしましたので、3年間の取組の総括と今後の方向性について審議したいと考えております。

委員の皆様には事前に事務局から資料が送付されております。議事の進め方ですが、順次、資料を県側から説明いただいた上で、意見交換することとしたいと思います。

まず、1つ目の議題のこれまでの行財政改革の取組状況について、県から説明を願います。

○大澤行政経営推進室長

(資料1に基づき説明)

○仲財政課長

(資料2に基づき説明)

○木立委員長

どうもありがとうございました。

ただいま、資料1に基づき実施計画の進捗状況や定員適正化の取組などについて説明いただき、続いて資料2に基づき、財政の状況、財源不足額を抑えてきたということについて説明がありました。これまでの取組について御意見をいただきたいと思えます。

なお、この委員会で、行財政改革の取組について、もう少し県民に向けてわかりやすい資料を作っていただけないかという意見を申し上げたことがあります。資料1の5ページ以降に大綱との関連付けを図ったわかりやすい資料を作っていただいたということで、この委員会の意見に対しては対応いただいたものと思えます。

それでは、よろしく申し上げます。

○須藤委員

資料1の8ページの公社等の見直しのところですが、▲が平成22年度及び23年度の2年連続で続いています。こういう状態は、普通に組み組めば無いのかなと思えます。前向きに進むか、あるいは極端に落ちるかのどちらかなんでしょうけれども、2年連続で▲ということについて疑問に思いました。今後の取組方針のところを見させていただきましたが、中身が詳しくわからないので、この説明をいただけたらと思えます。

○大澤行政経営推進室長

それでは私の方から総括的に話し申し上げます。

委員から御指摘があったのは、水産振興会の統廃合を含む抜本的な見直しについてでございます。県といたしましても、基本的に法人自らが、法人の運営について主体的に判断できるという状況にある中で、県が、さまざま誘導して見直しに至るように指導してきたところですが、法人の主体性ということもありまして、なかなか当初の予定どおり進んで来なかったという事情があります。

ただ、そうは言っても実施計画に掲げた目標につきまして着実・確実に達成するために、私ども行政経営推進室及び担当する所管課におきましても、着実な実施に向けて取り組んでいるところであります。23年度までは、確かに2年間、▲が連続ということがございましたので、24年度においては、可能な限り計画どおりに成果があがるよう、現在、さまざま調整しているところでございます。

○若山委員

2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、資料1の1ページの3行財政改革効果額の概要ということで、期待以上の成果を上げられていることについては、すばらしい成果と思っておりますが、効果額の合計が468億円で、そのうち公債費の適正化が173億円、一般政策経費等の選択と集中が111億円と、これらで60%強になっています。今後のことを考えた場合、質問というよりもお願いの部分が強くなりますが、10ページの県庁改革のところ、少数精鋭体制の推進ですとか職員数の適正化ですとか、これらは人件

費にも関係が出てくるわけですが、少数精鋭体制を推進していく上で、今後目指す成果や方向性ということをお願いしたいのですが、業務効率を高めて、行政サービスの向上を図るところが、求める成果であってほしいと思います。そういうことから見ると、今後の数字的な削減がどのようになっているのか、お伺いしたいと思います。

もうひとつは、公債費の適正化について、17ページに説明がありますが、今後の取組方針のところで、引き続き県債の抑制により公債費の適正化を進めていくということと、(臨時財政対策債に過度に依存しない、)地方交付税の増額等を引き続き求めていくとありますが、公債費の適正化を進める部分と、地方交付税の増額を求めていく部分の関係が資料からわからないので、この部分を明確にさせていただければと思います。委員の立場として、どう評価すればいいかということもありますので、お願いします。

○工藤人事課長

御提案ありがとうございます。業務効率を高めていくことにより、サービス低下を招かないように、県民の方々と直接接する部門については、一定のマンパワーを確保し、例えば、許認可の申請の処理などについては、組織を統合するなど、効率的な事務処理体制をつくっていくなど、可能なところから事務処理の効率化を進めています。当然、各地域における、福祉や医療、保健などについては必要な人員を確保するように意を用いて進めているところです。

○仲財政課長

公債費の適正化についてお答えさせていただきます。

17ページの今後の取組方針のところで御指摘いただきましたが、ポイントが2つございまして、いわゆる臨時財政対策債とそれ以外についてであります。臨時財政対策債については、従来交付税で配分されてきたものが、県債として一部振り替わりで配分されているもので、国から毎年発行可能額として示され、交付税の振替ですので、我々地方に決定権はございません。ですので、さきほど説明させていただいた資料2の4ページにもございますが、臨時財政対策債は、平成14年度くらいから、段々と積み重なって増えてきているのが御覧いただけるかと思います。こちらについては、われわれに裁量働かない世界ですので、交付税の増額等を求めていく。制度として、これに頼らないかたちにさせていただきたいということで記載させていただいております。

また、臨時財政対策債以外につきましては、いわゆる公共事業ですとか、投資に基づいて発行するもの、国でいえば建設国債に相当するものがメインとなりますが、こちらについては、我々の必要に応じて発行しているもので、いずれにしても、将来負担につながるわけですが、こちらについては、われわれの裁量がある程度ありますので、なるべく新規発行を抑制し、残高についても減らしていきたいということで取り組んできたところでもあります。その成果としては、資料の4ページのグラフの下側になりますが、臨時財政対策が増えていく一方で、それ以外の部分についてはなんとか減らしてきているということで、その成果が表れているのかなと思います。

いわゆる公債費の中でも、問題が2つ存在していて、それぞれに対して、まず我々ができるところでまず対応していき、そして地方交付税など地方全体に関わるものについては国に対して要望していくということで、これを同じところで記載しているため、若干わかりにくくなっているかもしれませんが、内容としてはそういうことですので、今後の取組としては、引き続きこのように取り組んで参りたいと考えております。

○若山委員

ありがとうございました。

財源の確保の取組という視点からコメントしたいのですが、財政課長のお話で、国家財政が悪化しているというお話がありました。私もそのとおりだと思っているのですが、そういう中で地方の財源確保をすとなれば、やはり、県税収入を上げる取組、これは取組実績を評価するという観点ではありませんが、今後の課題として、企業支援という部分を積極的にやっていただいて、財源確保の取組につながるような、そういう方針を民間企業の立場としては出していただければ非常にありがたいと思います。

8月に中小企業経営力強化支援法が施行されまして、そこに向けたいろいろな動きが活発になってきているというふうには思いますが、われわれ企業は、まだまだ先が見えない状況が続いておりまして、企業が元気になれば雇用も活発になるので、税収も上がるというふうに思います。ここは時間がかかるとは思いますが、戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

○柳澤委員

いろいろ努力されてきて、計画がこういった数字に表れてきているものと思いますが、一方で、県民が一緒になってやらないといけないものがこの中にいくつかあると思います。そのうちのひとつだと思いますが、例えば20ページの不用施設の売却についてですが、中身としてどういうものがどういう価格でということが書いていないので簡単には評価できないのですが、22件で3億2千万、金額的には1件1,500万円ぐらいの物件なのかなと思います。むしろ売るよりも、継続的にリースする方が収益が上がるものもはいつているのかなと思うのですが、その辺がわかるようにしてもらいたいと思います。

もしかしたら、何十年かでも、場所がいいところで、多少高めの賃貸価格を設定すれば、売却をかけるよりも、収入的には上がるものがあるかもしれない。ということで、ここは県民もいろいろ協力できる部分があると思いますので、今後は、もうちょっとわかりやすく、みえるかたちで紹介していただければと思います。

あと、資料2の社会保障費の増大ということで、ケアや医療関係ですとか、もっと住民を使うようにと指導していくとか、こうしたことも関係してくると思います。この辺が一つ、県が声をかけている方の取組と、県民が実際に協力・実施できることが、なかなかまだ連携ができていないと感じるところがありますので、その辺は少し取組を強化していただければと思います。

○石川総務部次長

資料1の20ページの県有財産の利活用になりますが、財産管理課というところで県庁の財産、土地や建物、あるいは県庁の本庁舎や合同庁舎などの建物などを管理していますが、そこで行政財産、行政を進めていく上での財産をトータル管理しております。その中でも、不用になった財産については、資料の今後の取組方針のところ、引き続き、県有施設利活用方針に基づきとありますが、いろいろ行革を進めていくうえで不用となっていく財産、わかりやすい例でいうと統廃合した学校などがありますけども、土地とか建物などが要らなくなります。そこでどうするかというと、県庁の他の部局で使うところがないか、まず庁内で照会をかけ、他の部局で使いたいところがあれば、その部局で優先的に使用することとなります。ただ全体的に行革が進んでいるので、なかなか新たに不用となった財産を使うことがありませんので、そうした場合は、行政ですから、地元へ寄り

近い自治体として市町村がありますので、市町村の方で使う用意がある場合は、市町村の方と、売ったり、交換したりという手続きに入りまして、公共から公共の方というかたちになります。それでも、市町村の方でも使い途がない場合に売るというように、3段階くらいで、不用財産は処分しています。

そこで、御質問の賃貸など、稼ぐ方法があるのではないかとということですが、御存じのとおり、地価はどんどん下がってまいります。全てがそうというわけではありませんが、どちらかといえば、近頃は、どんどん下がっておりますので、持てば持つほど価値が下がるという傾向にもありまして、なるべくでしたら不用なものは、民間で手を挙げたら、そこに売っていかうというのが、今の県有財産の処理方針となっています。圧縮すると資料のようなかたちになってしまいますが、県のホームページにも売り出す財産は出ていたりしますが、あまりにも大きくてなかなか手が出せないとか、公舎みたいな一軒屋みたいなものを売ってもなかなか売れないということもあって、買い手が見つかるかと言われると難しい土地もございますが、ひとつには思い切って売却をするなり、あるいは、金額が高い物は分割で売却したりする場合がありますけれども、行革が進んで不用になった財産は、県としてはそういった処理をしております、最終的には、売ればそれが行財政改革の効果となっております。

○木立委員長

社会保障費に関してはよろしいですか。

○柳澤委員

なかなか削減の話にばかりになってしまいますので、社会保障に関係して、少し生み出すものとか、県民が協力できる部分のお話を聞きたいと思っているのですが。

○長根委員

社会保障の末端で仕事をさせていただいているので少しお話しをさせていただきます。

これから国が進めていくのが、地域包括ケアといまして、自分の住んでいる市町村に根ざした医療、福祉の取組を進めていくということです。一方で、高騰していく社会保障費を抑えたいところがあって、住民のニーズにあったサービスをそのエリアの中で完結して欲しいところだと思います。

県でも、すでにお考えだと思いますし、私どもサービスを提供するものとして一緒に取り組んでいかうということで進めています。そこに、住民の方が協働すると、良い仕組みになると思います。

社会保障費の財源が厳しくなると、介護度が低い方を対象から外し、介護度が薄い人にはお気の毒な点がありますが、介護度の高い方に厚くしましょう、という可能性も出てきます。そうしますと市町村の中で助け合いをし、住民がそこに参加していく仕組みが不可欠になっているわけです。

ただ、今は、その仕組みをつくる上での指導や調整ができる人材が、行革が進むにつれて少なくなってきたように思います。保健所や福祉事務所の調整というのが期待されますが、そういう人が実はいないという状況になってきて、残念なところです。住民同士でさらに勉強していかないといけないし、地域にファンドをつくるなどの創意工夫が必要ですが、簡単ではありません。非常に悩ましくなってきます。

さて、私が、お話しをしたいのは、採用のあり方、方法についてです。少数精鋭で、成果を出していかなければならない。予定よりも行革が進んで、お辞めになる方が多く、大変な努力をされ

て、こういう成果を上げていることには本当に敬意を申し上げたいと思っています。

このような背景にあって、行政職員の採用試験で、どういう採用試験であるのかについては、受験したことがないのでわかりませんが、入口は大事だということで、思いました。できるだけ適性を調べることはできないでしょうか。難しいということは承知しております。ただ、面接や筆記だけでは、なお難しいと思っています。具体的には、メンタル的にも問題職員の方がいると、公務員の立場柄、一般県民としては、そこにまた人件費を使ってというようなことで、実は悩ましくみられている例があります。もちろん、メンタルケアの部分の他にワークシェアという対応も、よくわかっているつもりですが、中にそういう人たちを抱えながら、厳しい仕事をしている同僚の皆さんも苦労だなど思う一方、その方ご自身も苦労だなど。私はそういう人たちのケアをする立場なので、病気になった方々のことを考えます。今後も、県庁は職員ぎりぎりの中で仕事をしていく訳で、その少数精鋭の行政職の採用のあり方というのが、今度の課題の一つではないかという意見を持っています。

また、社会保障のお話をなさるのであれば、お願いいたします。

○工藤人事課長

職員の採用につきましては、県の人事委員会のほうで、筆記試験と面接試験をやっておりますが、委員御指摘のとおり、入ってから仕事に順応できなかつたりということで、精神的に不安定な状況になる者がございます。だいたい30～40人位おります。その原因がどこにあるのかというのが非常に難しい問題でございまして、わたくしどもの方では、一義的には職員の上司、管理職などが職員の状況をよく観察して、そういう状況になる前に、例えば仕事の忙しさとか、通常と違うような兆候があれば、しっかりケアしていただくように、研修等で指導はいたしております。

不幸にしてなってしまった場合には、できるだけ早期に治すことが大事でございますので、治らない状況の中で職場の方にいても、仕事もあまり進まないし、まわりにも良い影響がありませんので、私どもとしては、これは休養が必要だということであれば、十分休んでいただいて、例えば、休んだうえで試し勤務ですとか、あとは復帰しても、しばらく2、3か月は慣らし勤務だとか、そういうケアの過程を経て、職場復帰するようなかたちで、その辺は、昨年もメンタルヘルスマニュアルを作って、そういう事前の対応ですとか、ラインケアですとか、産業医ですとか、そういうつながりを取りながら、対応していくようなシステムを導入して実践しつつあります。職員組合等からも厳しく指摘されておりますので、今後は、そういうようなメンタルヘルス関係については、力を入れて参りたい。やはり、少数精鋭ということで、数が少なくなっておりますので、できるだけそういう職員を出さないように、効率的なサービスの提供ができるように努めたいと考えております。

○工藤健康福祉政策課課長代理

先ほどの社会保障費の増大ということに関して、県民の皆様にも参加する場面というものをつくりながら、皆様で社会福祉関係を支えていく必要があるのではないかという趣旨で話を伺ったと考えております。確かに、社会保障関係費につきましては、高齢化の進展に伴いまして、主に医療費ですとか、あるいは介護関係の部分につきましては、県あるいは市町村の負担分というのは増えているところであります。その一方では、高齢化の進展に伴いまして、さまざまなニーズに対応いたしまして、県も市町村も、地域住民の皆様にもさまざまなかたちで参加していただきながら、皆様で支えていく必要があるものと考えています。

そういった中での一つの事業といたしまして、現在、過疎地域における地域の高齢者の方の見

守りというようなことにつきまして、新郷村、外ヶ浜町をフィールドにいたしまして、地域見守り隊という試みをやっています。これは、地域のひとり暮らしの高齢者の方々につきましては、行政のほかにも、例えば新聞配達、郵便配達、宅配の方、金融機関の方、さまざまな方が関わる場面がございますが、そういった方々の情報を行政の方に集めながら、ポストに郵便が溜まっていたりとか、新聞が溜まっていた場合にはお知らせいただくというような方法などを通じて、行政だけではなくて、さまざま関係する皆様とともに、地域の皆様で支える一つの試みとして、これからさらに発展させていくことができるのではないかとということで、昨年度と今年度、事業を実施しているところでございます。

この事業につきましては、その結果を検証いたしまして、さらにまた、さまざまなかたちで普及できるものがございましたら、来年度以降、さらに進めていきたいと考えておりますので、そういった場面につきましては、関係団体の皆様はじめ、県民の皆様の御協力をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○柳澤委員

実は、市内の会場なんですけれども、去年1年間、とある財団の助成金を得て、支える仕組みを町内会単位でつくるといふ事業をやっております、そういうのがあちこちに出てきてはいるんですが、全体としてまだまだできる機会があるということと、非常に個人情報の問題もありまして、けっこうひっかかる部分もあつたりしますので、そういうことで、これを進めるときは、やはり地域一体となってやっていく方が効果的にできると思っております、これはお願いなんです、同様のことをやっているところが県内各地域にいろいろ出てきているので、是非これを一括にまとめて、大きな力として推進していけるような方向性を示して、一緒にやっていただきたいという要望です。

○木立委員長

今日の議題は、これまでの行財政改革の取組ということと、もうひとつは今後の行財政改革の推進についてということで進めさせていただいておりますけれども、まず、第1議題のこれまでの行財政改革の取組状況について、長根委員の意見は、削減については十分に行われているということで、それを踏まえて質的なものについてこのように取り組んでいただきたいというような意見であったかと思えます。それで、第1議題について他に御意見あれば伺いたいと思えますが、第2議題については、それをまとめた後で、さらに御意見を伺いたいと思えます。

第1議題については、ここにお配りしています行財政改革大綱は平成20年12月に作られておりまして、計画が示されているわけです。それで、実施計画を見ますと予定よりも進んでいる取組もある、それでほとんどの項目は順調に進んでいると。あと定員適正化も前倒しで進んでおり、財源不足額についても県としてコントロールできない臨時財政対策債の問題はあるとしても、それを除いた県が努力する部分については順調に進んでいるということです。

この委員会が始まったときの感じとしては、率直に言うと、国のいろいろな財政的な計画というのは、大概、予定を下回るということに慣れているので、そういった感覚からすると、このように計画を上回るペースで進んでいるということは、委員の皆さんも、納得されたのではないかと思います。それを踏まえて、次に向けての意見というものが出てきたのではないかと思います。これまでの集中取組期間の取組については、全体として概ね順調に進められているということでまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

○各委員

(賛同の声)

○木立委員長

それでは、第1議題はそのようにまとめさせていただきます。

続いて、本日のもう1つの議題が「今後の行財政改革の推進について」ということでございます。それに関連するかたちで、柳澤委員、長根議員から、意見等をいただいたわけですが、事前に藤村委員から意見をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

○藤村委員

私から2点、県の皆様にお願いというか、これからこうあるべきじゃないかなという意見を出させていただきました。1点目は、先ほどから、委員長さん、それから若山委員たちがおっしゃっているように、実数、数の面では、私も認めます。大変皆さん御努力なさっているなど、その面は認めますけども、ただ、やはり、私たち男女共同参画の視点から言わせていただきますと、今日ここにいる管理職の皆様を見ても、女性が1人もいらっしゃらない。そういうふうな状態が、地域の中で、女性が生き活きと、県の中で、緊縮財政の中で、皆さんが働いてくださるときに、男性ももちろんそうなんだろうけども、管理職になるための努力とか、生き甲斐づくりを、どういうふうな環境をつくってくださるのかという部分なんですけれども、女性登用の環境を知りたいのと同時に、これから若手職員が、上にいる管理職の女性職員を目指すための目標とか、環境づくりとか、意識づくりという部分で、緊縮財政の中で、努力して下さいというのは大変難しいことなのかもしれませんが、その辺を、先ほど長根委員がおっしゃったような意見に関連して、私も前回の委員会の中で、打たれ強い職員をつくって下さいとお願いしたことがございました。それと長根委員が言っている入口と、入ってからの出口の問題だと思うんですけども、そういう部分で、これからどういうふうに県は取り組んでいってくださるのかなという部分を大変期待しております。

それとあともう一つは、私たち県民としては、メディアからしか情報を得ていない部分がありますので、もし誤解してましたらお許しください。この中の管理運営、指定管理の成果の部分なんですけれども、私たち県民から言わせていただくと、ひとつのことを取り上げて申し訳ないのですけども、一番いい例が青い森鉄道だと思います。そういう部分で、職員の質もあるんでしょうけれども、大変難しい中で、指定管理を受けている部分もあるでしょうし、それから、させてる部分もあるんだと思います、県では。ですけども、そのチェック機能というのでしょうか、県で指定を出したからには、チェック機能をもう少し厳しくというか、きちっとなさせて、県民に迷惑をかける負の財産とならないように県の方で努力すべきじゃないかなと、指定管理をした場合の対応のしかたですね。

この2点を私は、これから県に期待したいです。

○工藤人事課長

女性の登用の関係でございますが、県の方でも男女共同参画ということは、重要な課題であると認識しておりまして、女性の役付比率といいますか、主査以上の職員の比率を見ますと、5年前が13.0%でございましたが、この4月で15.7%とわずかではございますが、年々上昇している傾向にございます。この15.7%という役付比率は、全国的にはどうかと申しますと、上から数えま

すと21番でございまして、それなりに頑張ってきているということは、言える数字ではないかと思っております。しかしながら、仕事をしながら、生活していく中で、家庭生活とのバランスをとりながら、女性も男性に負けないようにですね、頑張っていくという体制を、そういう環境づくりを今後も進めて参りたいと思っておりますし、評価も適正に、人事評価というものがございまして、それを適正にして、どんどん優秀な女性を登用していくというようなかたちで考えて参りたいと思っております。

それから、若手職員の励みになるようなということでございまして、知事も若手職員のやる気を出させるような施策を非常に大事にしております。例えば、人づくり戦略チームというような県庁内の組織がありますが、若手と中堅を一緒にした寺子屋プロジェクト事業というものがございまして、自分たちで課題を出して、その課題に若手・中堅が、例えば5、6人のグループで、集中的に取り組んでいく、結果を実際の業務に役立てていくとか、そういう意欲的な者に対する事業。また、自分たちで県の施策の認知を何とかしようという意識をもっている者には、庁内ベンチャー事業というものがございまして、これは予算も人もつけて、各関係課の中で自分たちが提案した事業の実践に向けた取組を2年間集中して行うというような事業もございまして。

あと、若手で海外の方の事業を見てみたいという者については、海外若手派遣事業という事業がありまして、1か月弱くらい海外の方へ行っていただいて、自分が見たい、例えば遺跡の保存のやり方を見たい、あるいは社会コミュニティのつながりの研究をしたいとか、自分で、この国の、こういう事業の、こういう点を見たいというような提案をいただいて、それを審査して、確かにということになれば行っていただいている事業もございまして。

あと、若手で庁内でやりたいような事業等があれば、希望調書に書いていただいて、私どもも、そちらの方にできるだけ要望をかなえるように考えておりますし、また、庁内公募ということで、庁内で優秀な者を募集したい、その事業をやりたい、そうした人たちを優先的に張り付けるというような事業もございまして、若手職員にはその辺をどんどん自分たちで提案するなりしていただいて、自分たちが将来そういう事業をするときの糧にさせていただきたいと思っております。

○大澤行政経営推進室長

続きまして、指定管理の関係をご説明いたします。指定管理自体は、民間のマンパワーを活かして、県ではなかなかできないようなさまざまな工夫をしながら管理していただくことを念頭に実施しているものでございまして、当然指定管理した管理業務が適切に行われているかどうかというのは十分チェックしていかなければならないと考えております。そのためのモニタリング制度を導入いたしまして、定期的にチェックしているところでございます。

具体的に申しますと、例えば、指定管理されている側が、自ら施設の管理運営について毎年度目標を設定しまして、その目標が実際に適切に行われているかどうかを自らチェックし、あるいは必要に応じて、利用者アンケートを実施し、利用者のニーズを把握するなど、こういったことを通じて実施状況を検証し、実際の管理運営にも反映させていくということに加えまして、県としましても、そのチェック体制としましては、毎年度、指定管理者が自らの管理運営状況を自己評価したものを改めて評価するほかに、毎月もしくは年間の業務実績報告書を通じて、実施状況を確認あるいは実際に現地に赴いて状況を確認すると、こういったことを通じて管理運営の適正な状況というもの把握し、必要な調整を行っている、これがモニタリングの大きな中身でございまして。

このモニタリングは、指定管理側のサービス向上に向けては非常に重要なツールと考えるござい

いますので、こういった制度をより徹底して進めることでサービスの向上といったことと、適切な管理が行われるようなチェックということを兼ねて実施してまいりたいと考えております。

○木立委員長

どうもありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。

それでは、続きまして、今後の行財政改革の進め方について、県側から説明をいただきたいと思っております。

○大澤行政経営推進室長

それでは資料3に基づきまして、今後の行財政改革の推進について御説明いたします。

今後の取組といたしましては、安定した行財政基盤の確立に向けて、引き続き行財政改革を推進しなければならないということから、まずもって現大綱の総仕上げをすること。また、平成25年末頃を目途に次期大綱を策定するということを並行的に実施してまいりたいと考えています。

また、その推進体制といたしましては、現在の庁内における行財政改革推進本部と第三者委員会であります行財政改革推進委員会、この2本立てで進めることとしたいと考えています。

ただし、その委員会につきましては、次期大綱の策定を見据えまして、現大綱に基づく取組の進捗状況と次期改革を一体審議するための新たな委員会を設置することとしまして、したがって、本委員会は、今回をもって終結とさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員の皆様には、残り1年の任期を残しているところではございますが、今申し上げましたような事情を御拝察の上、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○木立委員長

どうもありがとうございました。

ただいまの今後の行財政改革の推進についての説明に対して、御意見ありませんでしょうか。

ほかに、先ほどの議題について、引き続き何か御意見があればどうぞ。

○若山委員

先ほど人材育成について話題になっておりましたが、これまでの取組について、それから今後の取組について、共通するテーマだと思うんですが、行政としての人材育成、大事なところだと思うんですが、民間はもっと大事で、社員、幹部、それから後継者、経営者ですね、特に、後継者の問題が非常に大きいと思います。

先ほど遊休施設のお話がありましたが、研修する場が非常に少ないということがあります。今、地域産業課で地域商人(あきんど)という事業をやらせてもらっているのですが、会場の確保に担当者の方が大変苦しんでおられるということもあります。それから、民間の企業としては、研修施設は東北町にある原燃テクノロジーセンターが、宿泊施設もあって、食事もあっていいのですが、それに代わるものとするれば、民間のホテルとかそういう施設しかない。やはり企業も、私は団塊世代なんですけれども、団塊世代が頑張ってきて、次にバトンタッチするという仕組みの中で、景気が悪いので人を採用して育ててこなかった。そのツケが今来ている状態にありまして、若い人たちをどう引っ張っていくか、これが大きな課題です。

もちろんOJTで外に出してやるのも大事ですが、やはり今の仕事の中での延長で、優れたやり方をしている人たちの仕事の進め方を共有して、全体の部分をレベルアップさせて育てていきたい、そういう研修をしたいという場合に、あまりカネもかけられないし、遠くにも行けない。その前にそういう施設が無いという実態がありますので、その辺を遊休施設でもう少し提供するような仕組みを作ってもらえれば、民間として大変ありがたいと。ちょっと趣旨からはずれましたが、お願いというか、遊休施設に関するひとつの提案ということでございます。

○木立委員長

それでは、多少前の議題に戻ったかたちになりましたけれども、現大綱でも「民間との連携・協働の推進」ということで基金のメンバーやNPOの方に参加していただいて進めてきたということがあると思います。それから、現大綱でも「職員の能力向上と意識改革」、「行政資源の効果的・効率的な活用」といったものが盛り込まれているわけですが、その量的な成果を踏まえて、今後その質的な点について、さらに進めていただきたいという意見が多数あったというふうに残ります。

それで、今資料3で今後の日程が説明されましたけれども、この委員会としては、現在の行財政改革大綱及び実施計画に基づく取組は、集中取組期間を終えて、これまで概ね順調に推移しているということで、第1議題としてまとめさせていただきました。また、こうした取組を通じて、厳しい財政環境の下でも、一定の財源を確保し、重点施策については積極的に実施していて、現大綱の目的とする県の基本計画の推進を支えてきたということになります。その意味では、この行財政改革の取組というのは、着実な成果が表れているということで、この委員会としては評価できるのではないかとということです。

それで、今後の日程ですけども、この委員会も、前委員会を途中で引き継ぐかたちになっておりまして、現大綱の策定とそれ以前の改革の残り期間の推進を一体として審議するというかたちで進めて参りました。

以上から、県の説明もありましたので、それに従って、残り1年のフォローについても、次期の委員会に委ねて、現行財政改革の総括や次の行財政改革の審議というものについても、本委員会の活動は本日をもって終了して、次の委員会に委ねることがよいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○各委員

(異議なしの声)

○木立委員長

それでは、昨日選挙が終わって、これからの行財政環境というのは、なかなか厳しいものがあると思いますけども、これまでの委員会の議論を踏まえて、次期委員とともに、県の皆様におかれましては、安定した行財政基盤の確立に向けて、引き続き取り組んでいただけるものと考えています。

また、委員の皆様には、この4年間、さまざまな意見を頂戴いたしまして、御協力に心から感謝いたします。どうもありがとうございました。

それでは、以上で審議を終了し、進行を事務局にお返しいたします。

《 3 閉会 》

○司会

ありがとうございました。それでは最後に行政改革・危機管理監より御挨拶申し上げます。

○小笠原行政改革・危機管理監

委員の皆様には、本日も大変長時間の熱心な御意見・御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

今までもお話しがありましたように、現在の行財政改革大綱に基づく取組期間もあと1年ちょっとということにはなりましたが、県としては、その先を見据えた新たな改革についても、今後検討を進めていくこととしております。

本日の会議では、これまでの取組について評価をいただいたほか、今後の取組などについて御要望いただきました。我々がなかなか気がつかない各委員皆様それぞれのお立場からの御貴重な御意見をいただきましたので、そういったお話しを今後活かしていきたいと思っております。

今回の委員会をもちまして、委員の皆様には、委員会活動を終了ということになるわけですが、本当に4年間という長い間の御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

今後とも、我々行財政改革を進めていきますので、各委員の皆様におかれましても、引き続き御指導願いますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

○司会

以上をもちまして、青森県行財政改革推進委員会を終了いたします。

本日はどうもありがとうございました。